

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成23年8月

真狩村

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に 関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	利用権設定等促進事業に関する事項	9
2	農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項	13
3	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	13
4	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準、 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
5	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	16
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項	16
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	17
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	17
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準	17
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	17
第 6	その他	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 真狩村は、北海道の南西部に位置し、総面積は114,43km²で、秀峰「羊蹄山」の南裾野に広がり、地勢は概ね波状形をなし、農耕地は200m~300mの丘陵地にある高原の畑作地帯である。

本村農業は、基幹作物である馬鈴しょ、てん菜、小麦、豆類の畑作四品のほか、大根、人参を中心とした野菜の生産も定着している。

また、昭和41年から本格的な栽培が実施されたゆり根は、全国一の生産量を誇り、村を代表する特産品となっているとともに、近年はゆり根栽培の技術を活かしたユリ切り花等の花き生産及び施設野菜についても振興している。

また、今後の農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 真狩村の農業構造については、販売農家のうち専業農家及び第1種兼業農家を合わせた主業的農家が大半を占めており、専門的な農業経営を中心とした農業が展開されている。

しかし、農業従事者の高齢化が進行しているとともに農業後継者のいない農家も増加している状況であり、今後においては、機械更新や世代交代を機とした急速な農家戸数の減少が懸念される。

このような現状と見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成することとする。

具体的な経営の指標は、本村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する、年間農業所得（1経営体当たり概ね（8割）490万円程度）と年間労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 3 真狩村は、本村農業の将来を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等との相互の連携の下で濃密な指導を行うため、真狩村経営・生産対策推進会議により、本村農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、集団及びこれらの周辺農家に対して上記の真狩村経営・生産対策推進会議が主体となって営農指導等を行い、農業者が主体性を持ち自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後において遊休化するおそれのある農地について、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分し、農業上の利用増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止に努める。

効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積が遅れるような集落が発生した場合には、そのすべての集落において地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地賃借・売買による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係機関と連携を密にして、農地賃借・売買と農作業受委託の促進が、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、農業用機械の共同利用やオペレーター育成等の受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を促し、体制が整ったものについては法人形態へ誘導を図る。

さらに、本村の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進など経営への参画を推進し、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていることとする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、真狩村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業の実施にあたっては当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 4 真狩村は、真狩村経営・生産対策推進会議において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先導的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化などの経営改善方策の周知及び研修会等を開催する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的活安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、次のとおり例示する。なお、本指標は、あくまでも主な営農類型について例示したものであり、各経営改善計画の認定に当たっては、この類型以外であっても本構想を達成できると判断される場合は対象とする。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 畑作＋野菜	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬鈴しょ 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・小麦(秋) 1.0ha ・小豆 3.0ha ・だいこん 2.0ha ・にんじん(秋) 1.0ha ・食用ゆり根 0.8ha ・緑肥 1.2ha 経営面積計 15.0ha 	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 1.5台 ・フロントローダー 0.5式 ・マニュアルプレッダ 0.3台 ・ライムソアー 1.0台 ・ボトムブラウ 1.0台 ・ロータリーハロー 1.0台 ・総合播種機 1.0台 ・ポテトプランター 1.0台 ・施肥カルチ 1.0台 ・培土機 1.0台 ・スプレーヤー 1.0台 ・ビート移植機 0.3台 ・ポテトハーベスター 0.5台 ・ビートハーベスター 0.3台 ・ビーンスレッシャー 0.3台 ・ビーンハーベスター 0.3台 ・サブソイラ 1.0台 ・鎮圧ローラー 1.0台 ・人参播種機 0.3台 ・フォークリフト 1.0台 ・農用トラック 1.0台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化を図る ・JAの各種共選施設等の利用 ・機械の共同化によるコスト削減と共同作業の実施による省力化 ・土壌診断に基づく適正な土づくりと輪作体系の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料性、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p>※労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 <p>として示す。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
② 野菜 畑作	<作付面積等> ・馬鈴しょ 2.0ha ・小豆 2.0ha ・だいこん 2.0ha ・にんじん(秋) 1.0ha ・食用ゆり根 1.0ha ・緑肥 2.0ha 経営面積計 10.0ha	<主な資本装備> ・トラクター 1.5台 ・フロントローダー 0.5式 ・マニュアルプレッダ 0.3台 ・ライムソアー 1.0台 ・ボトムプラウ 1.0台 ・ロータリーハロー 1.0台 ・総合播種機 1.0台 ・ポテトプランター 1.0台 ・施肥カルチ 1.0台 ・培土機 1.0台 ・スプレーヤー 1.0台 ・ポテトハーベスター 0.5台 ・ビーンスレッシャー 0.3台 ・ビーンハーベスター 0.3台 ・サブソイラ 1.0台 ・鎮圧ローラー 1.0台 ・人参播種機 0.3台 ・フォークリフト 1.0台 ・農用トラック 1.0台 <その他> ・農地の集団化を図る ・JAの各種共選施設等の利用 ・機械の共同化によるコスト削減と共同作業 の実施による省力化 ・土壌診断に基づく適正な土づくりと輪作体 系の確立	・簿記の記帳によ り経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料性、休日制の 導入 ・農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 ※労働力構成につ いては、標準的 な家族農業経営 を想定し、 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 として示す。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
③ 野菜 専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬鈴しよ 1.0ha ・Gアスパラガス 0.7ha ・トマト 0.3ha ・食用ゆり根 0.8ha ・緑肥 2.2ha 経営面積計 5.0ha 	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 1.0台 ・マニュアルプレッダ 0.2台 ・ライムソアー 1.0台 ・ボトムプラウ 1.0台 ・ロータリーハロー 1.0台 ・ロータリーティラー 1.0台 ・ポテトプランター 0.5台 ・精密カルチ 1.0台 ・培土機 1.0台 ・スプレーヤー 1.0台 ・マルチャー 1.0台 ・ポテトディガー 0.5台 ・サブソイラ 1.0台 ・農用トラック 1.0台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化を図る ・機械の共同化によるコスト削減と共同作業の実施による省力化 ・土壌診断に基づく適正な土づくりと輪作体系の確立 ・クリーン農業技術等の導入による農産物の付加価値向上 ・市場動向に応じた計画的な出荷及び販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料性、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ※労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定し、 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
④ 酪農 + 畑作	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬鈴しょ 2.0ha ・てん菜 2.0ha ・小豆 2.0ha ・デントコーン 4.0ha ・牧草 15.0ha 経営面積計 25.0ha 飼養頭数 47頭 	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 1.5台 ・フロントローダー 0.5式 ・マニュアルスプレッダ 0.5台 ・ライムソーア 1.0台 ・ブロードキャスター 1.0台 ・ボトムプラウ 1.0台 ・ロータリーハロー 1.0台 ・総合播種機 1.0台 ・ポテトプランター 1.0台 ・施肥カルチ 1.0台 ・培土機 1.0台 ・スプレーヤー 1.0台 ・ビート移植機 0.3台 ・ポテトハーベスター 0.5台 ・ビートハーベスター 0.3台 ・ビーンスレッシャー 0.3台 ・ビーンハーベスター 0.3台 ・サブソイラ 1.0台 ・鎮圧ローラー 1.0台 ・農用トラック 1.0台 ・ヘイモアー 0.3台 ・ヘイテッダ 0.3台 ・ヘイレッキ 0.3台 ・ヘイベーラ 0.3台 ・コーンハーベスター 0.3台 ・牛舎 1.0棟 (バンクリナー、パルカーラー、パイクライナー式) ・堆肥舎、尿溜 1.0式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化を図る ・JAの各種共選施設等の利用 ・機械の共同化によるコスト削減と共同作業の実施による省力化 ・土壌診断に基づく適正な土づくりと輪作体系の確立 ・堆肥舎を活用した良質な堆肥の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料性、休日制の導入 ・酪農ヘルパーの活用と農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p>※労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 <p>として示す。</p>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
畑 作 十 野 菜	<作付面積等>	<主な資本装備>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記の記帳によ り経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与制の導入 ・社会保険等の加 入 ・農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 ※労働力構成につ いては、標準的 な家族農業経営 を想定し、 ・主たる従事者 <li style="text-align: center;">2人 ・補助従事者 <li style="text-align: center;">4人 として示す。
	・馬鈴しょ 7.0ha	・トラクター 2.0台		
	・てん菜 5.0ha	・フロントローダー 1.0式		
	・小麦(秋) 5.0ha	・マニユアスプレッダ 1.0台		
	・小豆 4.0ha	・ライムソアー 1.0台		
	・だいこん 4.0ha	・ブロードキャスター 1.0台		
	・食用ゆり 0.8ha	・ボトムプラウ 1.0台		
	・緑肥 4.2ha	・ロータリーハロー 1.0台		
	経営面積計 30.0ha	・総合播種機 1.0台		
		・ポテトプランター 1.0台		
		・精密カルチ 1.0台		
		・培土機 1.0台		
		・スプレーヤー 1.0台		
		・ビート移植機 1.0台		
		・ポテトハーベスター 1.0台		
	・ビートハーベスター 1.0台			
	・ビーンスレッシャー 1.0台			
	・ビーンハーベスター 1.0台			
	・ストローチョッパ 0.5台			
	・サブソイラ 1.0台			
	・鎮圧ローラー 1.0台			
	・フォークリフト 1.0台			
	・農用トラック 1.0台			
	<その他>			
	・農地の集団化を図る			
	・JAの各種共選施設等の利用			
	・機械の共同化によるコスト削減と共同作業			
	の実施による省力化			
	・分業体制による作業能率の向上			
	・土壌診断に基づく適正な土づくりと輪作体			
	系の確立			

注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体とする。(例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として次のとおり示す。

○効率的かつ安定的な経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
95%程度	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

○農用地の面的集積目標

農用地の面的集積目標については、現在進めている国営農地再編整備事業により農業経営のさらなる効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高くなるように努める。

○その他農用地の利用関係の改善に関する事項

①農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

真狩村における認定農業者への農地の集積状況は高くなっているが、農用地の利用状況は、馬鈴薯を主体とした畑作に野菜・花き・酪農・肉用牛を導入した中規模型の畑作・野菜等複合地帯であるが、近年では馬鈴薯・人参・大根等が連作・過作傾向となっている。

②それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し

真狩村においては、今後10年間には高齢化により農家が離農することが懸念され、農地の受け手の確保、遊休化の防止、戦略作物の生産維持、適正な輪作が課題となってくる。

③将来の農地利用ビジョン

今後は認定農業者の育成・確保、法人化の推進、新規就農者の育成・確保、これらの者への農地の面的集積の実現、適正な輪作の実施に向けた推進体制づくりが必要になる。

④これらを実現するための具体的な取組みの内容

認定農業者制度の普及活動の実施、法人設立に関する助言活動・研修会の実施、新規就農のための研修体制の整備、新規就農者に提供する農地情報の整備、地域ぐるみで行う土地利用に関する話し合いの促進、農作業受託体制等の整備を行う。

⑤関係機関及び関係団体との連携等

今後は、農業改良普及センター、JAようてい、農業委員会、協議会さらに農業団体などと連携を図り効率的な農用地の利用を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

真狩村は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、真狩村農業の地域特性を十分に踏まえ、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(イ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条、31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規程する農地利用集積円滑化事業を行う実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）、農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けることができるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 真狩村長へ確約書の提出や真狩村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員又、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ 1から4に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (2) 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- (3) 開発を伴う場合の措置
- ① 真狩村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 真狩村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 真狩村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 真狩村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 真狩村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、真狩村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 真狩村の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 真狩村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 真狩村は、(5)の②から④の規定による農用地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、真狩村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 真狩村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者(①に規定する利用権設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、真狩村はこれらを実行する能力があるか確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合に合っては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物や栽培面積、生産数量など、その者が賃借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ 撤退した場合の混乱を防止するために次に掲げる事項
- (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- (8) 同意
- 真狩村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることであるとする。
- (9) 公告
- 真狩村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を真狩村の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 真狩村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。
- (12) 紛争の処理
- 真狩村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。
- (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 真狩村の長は、次に掲げる事項のいずれか該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 真狩村は、次に掲げる事項のいずれか該当するときは、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除しないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 真狩村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を真狩村の掲示板への掲示により公告する。

④ 真狩村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 真狩村は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との

連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る

(2) 市町村、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 真狩村は、真狩村の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集積を促進する農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 真狩村、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

真狩村は、地域関係農業等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を真狩村に提出して、農用地利用規程について真狩村の認定を受けることができる。
- ② 真狩村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 真狩村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を真狩村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委

託に関する事項

- ③ 真狩村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業生産法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- （７）農用地利用規程の変更等
- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①に認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、真狩村の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第２１条の３で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を真狩村に届け出る者とする。
- ③ 真狩村は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規程による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこととその他政令第７条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （５）の②及び（６）の③の規程による変更の認定について、（５）の③の規程は①又は②の規程による変更の認定又は届出について準用する。
- （８）農用地利用改善団体の勧奨等
- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合は、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- （９）農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 真狩村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 真狩村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地

利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、真狩村経営・生産対策推進会議との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

真狩村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

真狩村は効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先導的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

真狩村は、土地改良事業による生産基盤の整備など、地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるように連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

真狩村は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携して、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標の実現や第2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に努める。

また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円

滑な実施に資することとなるよう、真狩村地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、真狩村は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

真狩村においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率かを図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組みを行っている②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手の的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施する者とする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 真狩村における農地利用集積円滑化事業は、真狩村全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 真狩村を区分して農地利用集積円滑化を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保育及び利用の状況、農作業の実施状況を考慮し、字単位とするなど、担い手への面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農用地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農用地利用改善団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、真狩村が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規定には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借入れに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、真狩村に農地利用集積円滑化事業規定の承認申請を行い真狩村から承認を受けるものとする。
- ② 真狩村は、申請された農地利用集積円滑化事業規定の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認するものとする。
 - ア 基本構想に適合する者であること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずる者でないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うため要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当って、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業を併せて行うものであること。
- ③ 真狩村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規定について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 真狩村は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を真狩村の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規定の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
 - (3) 農地利用集積円滑化事業規定の取消し等
 - ① 真狩村は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
 - ② 真狩村は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
 - ③ 真狩村は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 真狩村は、③の規定により承認を取り消したときは、地帯なく、その旨を真狩村の公報への記載により公告する。

(4) 真狩村による農地利用集積円滑化事業規定の策定

① 真狩村は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規定を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 真狩村が①の規定により農地利用円滑化事業規定を定めようとするときは、真狩村長は、当該農地利用集積円滑化事業規定を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する者とする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規定は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 真狩村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経る者とする。

⑤ 真狩村は、農地利用集積円滑化事業規定を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規定で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を真狩村の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤規定は、農地利用集積円滑化事業規定の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び賃借並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内用を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する売買する農用地等の賃借については、農業委員会が提供している実勢の賃借に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施機関は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効果的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成 年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）の⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと思われる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農地をすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき真狩村が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の委託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引ねその他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算出される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係該所有権は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。